

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第23号

新潟県後期高齢者医療短期被保険者証・被保険者資格証明書交付等事務取扱要綱  
(平成20年新潟県後期高齢者医療広域連合告示第10号) は、廃止する。

令和6年11月28日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸



附 則

この告示は、令和6年12月2日から施行する。